様式第9号(第4条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　被措置者本人

　　(死亡の場合は身元引受人)　　　　様

　　老人ホーム施設長

身延町長

措置廃止(休止)通知書

　　　年　　月　　日付け第　　　号により決定通知した老人福祉法第11条による次の者の老人ホームヘの措置について次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決定事項 | | 措置の廃止　(休止) | | 廃止(休止)年月日 | | | | 年　　月　　日 |
| 対象者 | 氏名 |  | | 男・女 | | 生年月日 | | 年　　月　　日 |
| 入所前住所 |  | | | | | | |
| 施設種別 | |  | | 施設名 | |  | |
| 廃止の理由 | | |  | | | | | |
| (備考) | | | | | | | | |

教示

　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。